

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第47回）議事概要

日時 令和2年9月11日（金）16:00～17:00

場所 web会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、佐藤主査代理、内田委員、関口委員、高橋委員、西村（真）委員、山下委員
事務局 今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、
（総務省）川野料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、河合料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- (1) IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 一部答申（案）に対する意見及びその考え方（案）について
- 事務局から一部答申案に対する意見及びその考え方の案について説明を行い、意見交換を行った。本会合において出された意見に基づき修正の上、考え方の案及び一部答申案を電気通信事業政策部会へ報告することとなった。

【発言】

○相田主査

パブコメ結果を踏まえた報告書本文の修正には、47ページの脚注と、その上の図表などにも「（従量料金）」というのを付け加えた、このページの中だけということではよいでしょうか。

○事務局

そのとおりです。修正点は、47ページの注記と、注記で定額制プランと書いておりますので、47ページ中ほどの3分120円という通話料金は従量料金であるということを書かせていただいたのみです。その他、平仄等は一部修正をさせていただきます。

○佐藤委員

いくつかコメントと質問をさせていただきます。

コメントとしては、一般的にモバイルの話で、接続料が下がることとユーザ料金が下がることはあまり関係がないという意見がありましたが、固定網の歴史を見てみると、やはり増分費用方式を導入し接続料が大幅に下がったことで、結果的にユーザ料金が下がってきたという事実があります。新ルールで接続料算定した場合、モバイルでどの程度算定値が下がるかにもよりますし、また、どれだけ市場に競争の圧力があるかということもありますが、ユーザ料金引き下げについてそれなりの影響があるのではないかと考えます。

また、資料1の26ページ、意見31に「IP移行後に適用される新たなルールの適用に関して、接続料収入が減収するか否か等でルールの是非や経過措置、要否を論じるべきではない」というNTT東日本・西日本からの意見があります。これは、特に前半の「減収の大小でルールを適用するかどうかという議論ではない」という点はそのとおりだと思います。付け加えると、今まで「増分費用により実費用に対して700億の未回収があるので、増分費用方式は問題が多い」という話をされた今までのNTT東日本・西日本のとは意見が違うように思いますが、今回の意見の方が正しいと考えます。ルールを適用するに当たって、ど

の程度の減収があるか、市場へのインパクトや事業者へのインパクトがあるかということも議論しますが、まずは理屈として競争上新しいルールが望ましいかを否かを議論していくことが大事だと思います。また、後半の「経過措置の要否を論ずるべきでない」という意見について、私は、市場へのインパクトや事業者へのインパクトを見て、必要に応じて、経過措置の在り方に議論の余地があると考えます。初めて増分費用方式を導入したときも、NTT東日本・西日本にとって大幅に接続料が下がることで経営上の問題が生じるということで、経過措置を検討したので、ルールがある程度固まりつつある中で、数字を見ながら必要に応じて経過措置について議論の必要性が出てくるのではないかと考えています。

次に質問として1つ目ですが、モバイルの音声接続料低廉化に向けて、透明性・適正性を高める目的で新しいルール導入を検討してきたということ。今まで、例えばMVNOの公正競争環境の観点で、音声卸が高止まりで問題とする議論がありましたが、今回、新ルールの下、音声接続料の透明性・適正性を高めることで、音声卸やMVNOに対する影響についても、競争上の影響があると考えてよいでしょうか。

また、資料3の8ページの今後の検討課題に関して、算定方式について公平性の観点から事業者問わず統一するかどうかを議論するという説明は分かります。「適正原価の範囲や算定条件（入力値等）について事業者を問わず統一すべきか」の箇所については、「モバイル各社において統一すべきか」という観点も、「モバイルと固定で共通して範囲や条件を統一すべきか」という観点もありますが、両方含むという理解でよいでしょうか。それから、算定条件の「入力値等」と書いてあるのは、何を入力値にするかを統一するということであり、入力値の数値を統一するという話ではないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

1つ目の御質問は、着信接続料が仮に引き下がっていった場合に、MVNOに対して卸されている音声卸料金についても影響があるのかという御質問という理解でよいでしょうか。

○佐藤委員

はい。

○事務局

音声卸、卸料金というものは、基本的には電気通信事業法上非規制となっておりますので、着信接続料が仮に今回の議論によって引き下がったとしても、卸料金については各社が独自に決めていく形は変わらないと理解しています。

ただし、現在、接続料の算定等に関する研究会で、代替性の検証であったり、適正化のガイドラインであったりが議論されているということは、我々も承知をしています。その文脈の中で、つまり、接続と卸の代替性を考えながら卸料金の適正化を考えるという文脈では、影響があるかもしれません。

次に、資料3の8ページ、今後の検討課題例の部分で御質問を頂戴しました。

2行目「事業者を問わず統一すべきか」という部分で、モバイル内の事業者同士、また、モバイルと固定の事業者同士、この両方を含むという理解でよいかという御質問ですが、モバイル内で統一をするのか、モバイルと固定の両者間で統一するのか、この両方についてこれから御検討いただきたく、両方とも論点になると考えています。

また、その前に書いている入力値の統一については、その入力値の種類を統一するか、その上で、その入力値にどのような数字を入れるか、という両方の観点から今後御検討いただきたいと考えています。

○山下委員

2点、全般的なコメントをさせていただきます。

1点目は感想ですが、これまで接続政策委員会で発表などをされ、議論に関わってきた事

業者の方々の意見が、これまでの議論を踏まえていないのではないかとと思われるような、非常にゼロベースの内容となっているので、非常に驚きました。委員会における発表や発言、あるいは、その打合せのときに事務局に伝える等、色々な機会があったと思います。それをしたのかどうかは分かりませんが、あたかも報告書が出てから初めて読んだような意見があります。組織の中で、これまで会議に出席されていた方と報告書を読み意見を書かれた方が違って、齟齬があるのではないかとと思われるほどです。大きな組織なのでそういうものかと思いつつも、会議に出席された方が「この話はこうやって済んでいる」と伝えるようなことがあっておかしくないと思いました。

具体的に言うと、意見19・20あたりから30の部分。例えば、日本の音声の料金が高いという点に関するコメントなどは、報告書をまとめる前に情報提供される機会、抗弁される機会があったはずだと思ひ、意外に思いました。

もう一つコメントを申し上げますと、私も経済学を学んでいるので、着信接続料規制導入に関しては、市場に任せて上手くいくのであればそれに越したことはなく、国が余計な規制をすることはない、いわゆる市場介入の必要はないというスタンスでした。しかし、様々なお話を聞いていると協議が整わないことが非常に多い。協議が整わない場合には紛争処理委員会に出せばいいのに、そこまでではないとのこと。紛争処理委員会に出せない理由があるのだと思いますが、それでは、やはり市場に任せておけないではないかという結論になりました。

それで、着信接続料規制を導入するのはやむを得ないというような中間的な結論になっており、私も、市場に任せて整わないのであればやむを得ないと思っていましたが、今回、また、「市場に任せてくれ」、「我々の協議に任せてくれ」という意見が出ております。委員会の中で発表された事業者の方々でない方々からの意見であれば分かりますが、今まで3、4回発表の機会があった方々が今ここでおっしゃっております。これが一番の話ですが、このような状況を見て、これは市場に任せて整うものではないという気持ちをより強くしました。つまり、私の元の気持ちを覆して、着信接続料規制は必ず必要なのだと思わざるを得ない気持ちになりました。

○関口委員

山下委員の、パブコメの意見前にプレゼンの機会があったではないかという御指摘は、そのとおりだという感想を持ちました。

意見19は、一部答申（案）の40ページ、図表31、32に関連してのKDDIからの御意見ですが、その3番目について意見を述べさせていただきます。

図表31、32は、主要国における固定電話の音声接続料と携帯電話の音声接続料について比較をしたものです。ここは実は、固定では、欧州のpure LRICと韓国・日本の平均費用方式のLRICと異なるLRIC方式を並べています。また、携帯では、イギリス、フランス、ドイツという欧州はpure LRIC、韓国は平均費用方式のLRIC、日本の場合は実際費用方式を採用しているということで、結果的にpure LRICを採用している国の接続料水準が、固定対携帯で1対10になっているということは、事実として指摘のとおりであり、平均費用方式を取っている日本と韓国、日本の場合は携帯は実際費用ですが、固定対携帯が1対1に近い値であるという事実の指摘は非常に重要だと思います。

ただ、このpure LRICがこのように固定と携帯ではっきり差が出ることについてのコメントは、私自身、正確な知識を現時点では持ち合わせておりませんので、現象面としてこのようなことがあるという事実は私も認めたいと思っております。したがって、この1対10のpure LRIC等に我が国の方式と比較して論を進めて、とりわけ、その1対1が1対10に合わないのは固定系が悪いのだと言わなければならない御指摘は、やや強弁に近いという気がしており、KDDIからの意見19の白丸3番目の後段は、私はやや意見を異にすると申し上げておきたいと思ひます。

その上で、一部答申（案）の40ページを御覧いただくと分かるように、日本では、固定と携帯について接続料の算定式も異なりますが、結果としては、2017年の接続料水準は、固定のG C接続料が2.13円/分で、携帯のドコモが2.49円/分とほとんど差がありません。1対1という表現をKDDIはされておりますが、このことにもう少し着目すべきだと考えます。

というのも、ユーザ料金を見ると、固定の接続料3分6.39円に対するユーザ料金が、今は距離別になっておりますが、最大60キロ以上でも3分40円、区域内では3分8.5円という水準が成り立っています。また、マイグレ後は、全国一律3分8.5円という水準が成り立ちます。それに対して携帯の場合、3分換算すると120円という水準になります。接続料水準が同等であるにもかかわらず、固定と携帯でユーザ料金にこれだけの開きがあるのは何故なのかについて、もう少し公平な分析が必要だと思っております。携帯事業者は各社とも、意見15、16、17辺りで「5分定額や家族割など様々な定額かけ放題メニューで十分還元しているからいいだろう」という御意見を述べており、ここがユーザ料金格差、従量制料金の格差の原因をそれなりに事業者が示されていると思えます。総務省も、考え方の中の脚注表示で、かけ放題オプションについての脚注を付け加えたという事実がありますが、これはユーザに対しての、関連として適切であったのかどうか、あるのかどうかについての分析は、概念的には、これはおっしゃるとおりだと私も了解しますが、もう少し正確な分析をした上で議論を進めていただきたいと思えます。

その意味では、今回の考え方、あるいはこの一部答申（案）については、私は賛同しますので、特段修正を求めるものではありませんが、今後の課題の中に一言、ユーザ料金と接続料との関係について、さらに分析を深めていただくという旨を入れていただければ幸いですし、今後、ぜひ、このような分析・検討を深めていただきたいという要望を出しておきたいと思えます。

○相田主査

今の御意見は具体的に、今後の検討の進め方の辺りに文を加えてほしいという要望だと思っております。

○関口委員

第4章「今後の進め方」のところ、61ページのあたりで、接続料とユーザ料金との関係についての分析という一言を足していただくとありがたいと思えます。

○事務局

一部答申後に検討すべき課題をいただいたと理解しており、御指摘の点、一部答申（案）へどのように追記させていただくか、追って詳細を調整させていただきたいと思えます。

○相田主査

書くとしたら最後の接続制度の在り方のところでしょうか。現状で収まりが悪いという気はしますが、検討させていただければと思えます。

以上